

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年 4月12日	第198号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>告 示</b>		
○ 指定代理金融機関の指定に関する告示の廃止（会計・出納課）	（第204号）	4
○ 名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命 （住都・緑都市整備事務所）	（第205号）	5
○ 固定資産の価格等の登録（財政・固定資産税課）	（第206号）	6
○ 指定納付受託者の指定（財政・収納対策課）	（第207号）	7
○ 名古屋市青少年交流プラザにおいて徴収する使用料について （子青・青少年家庭課）	（第208号）	8
○ 名古屋市とだがわこどもランドにおいて徴収する使用料について （子青・青少年家庭課）	（第209号）	9
○ 許可自転車駐車場の名称等について（緑土・自転車利用課）	（第210号）	10
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について （ス市・スポーツ施設室）	（第211号）	11
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について （ス市・スポーツ施設室）	（第212号）	12
○ 有料公園施設の使用料等の収納事務の委託について （観光・名古屋城総合事務所）	（第213号）	13
○ 名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について （ス市・スポーツ振興室）	（第214号）	14
○ 名古屋市障害者スポーツセンターの使用料の徴収事務の委託 について （ス市・スポーツ振興室）	（第215号）	15
○ 占用工事の費用算出基準（緑土・道路維持課）	（第216号）	16
○ 令和 5年度包括外部監査契約の締結について （監査・監査管理課）	（第217号）	21
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の 7第 1項 の規定による応急入院指定病院の指定について （健福・健康増進課）	（第218号）	23
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第 4項後段 及び第33条第 4項後段の規定による特例措置を採ることがで きる精神科病院の認定について （健福・健康増進課）	（第219号）	24
○ 農用地利用集積計画について（緑土・都市農業課）	（第220号）	26
○ 農用地利用集積計画について（緑土・都市農業課）	（第221号）	28
○ 農用地利用集積計画について（緑土・都市農業課）	（第222号）	30
○ 自転車等放置禁止区域の変更（緑土・自転車利用課）	（第223号）	32
○ 自転車等放置禁止区域の指定（緑土・自転車利用課）	（第224号）	36

○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託 (経済・産業企画課) (第225号)	39
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (住都・市街地整備課) (第226号)	40
○ 鶴舞公園公募設置等計画の変更の認定 (緑土・緑地利活用課) (第227号)	41
○ 名古屋市昭和福社会館の臨時開館について (健福・高齢福祉課) (第228号)	43

### 達

○ 名古屋市男女平等参画推進協議会規程の一部改正 (ス市・男女平等参画推進室) (第23号)	44
---	----

### 選挙管理委員会規程

○ 名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程 (第1号)	45
---	----

### 教育委員会告示

○ 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について (第9号)	47
--------------------------------------	----

### 上下水道局告示

○ 指定納付受託者の指定について (第9号)	49
---------------------------	----

### 公 告

○ 名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター、名古屋市名東生涯学習センター、名古屋市天白生涯学習センター及び名古屋市女性会館の利用料金の公告 (教育・生涯学習課)	51
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)	65
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課)	66
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・営業課)	67
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課)	68

### 雑 報

○ 教育委員会の人事異動 (教育・総務課)	69
--------------------------	----

## 達 の あ ら ま し

- 名古屋市男女平等参画推進協議会規程の一部を改正する規程（第23号）
  - 1 改正内容  
組織改正等に伴い、協議会の構成員の一覧表を整備します。（別表関係）
  - 2 施行期日  
令和 5年 4月 1日から施行します。

名古屋市告示第 204号

指定代理金融機関の指定に関する告示の廃止

令和 4年名古屋市告示第 370号（指定代理金融機関の指定）を廃止します。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第 205号

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会の委員が退任しましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第57条第 4項の規定により、新たに次の委員を令和 5年 4月 1日付けで任命しました。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 退任した委員

名称・氏名	事務所の所在地・住所	1号委員又は 2号委員の別
佐橋 富男	名古屋市天白区高坂町75番地	1号委員

2 新たに任命した委員

名称・氏名	事務所の所在地・住所	1号委員又は 2号委員の別
長谷川 明子	名古屋市千種区内山三丁目29番10号	1号委員

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第206号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和5年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

令和5年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 207 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、  
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 5 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主たる事務所の所在地
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33番5号
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号
株式会社ジェーシービー	東京都新宿区大久保三丁目8番2号

2 納入義務者から委託を受ける歳入

インターネットを利用して納付させる市税

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

名古屋市財政局税務部収納対策課

名古屋市告示第 208号

名古屋市青少年交流プラザにおいて徴収する使用料について

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第 4条に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託の相手方

名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号

トヨタエンタプライズ・ShoPro共同事業体

代表者 牧 野 武

2 委託の期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 209号

名古屋市とだがわこどもランドにおいて徴収する使用料について

名古屋市とだがわこどもランド条例（平成 8年名古屋市条例第12号）第 5条に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託の相手方

名古屋市北区清水四丁目17番 1号  
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会  
会長 河 内 尚 明

2 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 210号

許可自転車駐車場の名称等について

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第 103号）第 2条第 2項の規定に基づき、次のとおり許可自転車駐車場の名称、位置及び供用開始日を告示します。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

廃止する許可自転車駐車場

供用開始日	名称	位置
平成28年 7月 1日	三蔵通自転車駐車場	中区栄三丁目25番

設置する許可自転車駐車場

供用開始日	名称	位置
令和 5年 4月 1日	栄ミナミ自転車駐車場	中区大須四丁目 1番 1

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第211号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16  
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会  
理事長 河野 和彦

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市港プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条第1項に規定する使用料
名古屋市楠プール	
名古屋市富田プール	

3 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第212号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 委託した相手方

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号  
シンコースポーツ株式会社  
代表取締役 石崎 健太

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市熱田プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条第1項に規定する使用料

3 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 213号

有料公園施設の使用料等の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、  
使用料等の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した有料公園施設の使用料等

名古屋城使用料

本丸御殿音声案内機器賃貸料

2 委託した相手方

名古屋城サービス共同事業体

代表者 名古屋市東区東桜 1丁目13番 3号

NHK名古屋放送センタービル12階

株式会社オムニ

代表取締役 高井 令

構成員 名古屋市中区本丸 1番 1号

一般財団法人名古屋城振興協会

理事長 三輪 友夫

名古屋市東区東外堀町 5番地

株式会社 I . S . P 警備保障

代表取締役 山田 善弘

3 委託開始日

令和 5年 4月 1日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 214 号

名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

令和5年4月1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市障害者スポーツセンター

2 臨時に開館する期日

令和5年4月30日（日）

令和5年5月3日（水・祝）

令和5年5月4日（木・祝）

令和5年5月5日（金・祝）

令和5年5月6日（土）

令和5年8月12日（土）

令和5年9月24日（日）

令和5年11月4日（土）

令和6年2月24日（土）

令和6年3月20日（水・祝）

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室

名古屋市告示第 215号

名古屋市障害者スポーツセンターの使用料の徴収事務の委託について

名古屋市障害者スポーツセンター条例（昭和56年名古屋市条例第17号）第4条第1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示します。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の 2  
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団  
理事長 山田 和雄

2 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室

名古屋市告示第 216号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	34,900
	〃	37,050
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	21,500
	〃	21,300
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	15,180
	〃	14,960
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	12,690
	〃	12,340
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	6,200
	〃	6,200
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	11,340
	〃	11,040
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	11,200
	〃	10,920
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	24,350
	〃	24,160
セメントコンクリート舗装	〃	45,530
	〃	46,850

(注) 同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

## (2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	44,000
	〃	37,050
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	32,590
	〃	21,300
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	26,280
	〃	14,960
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	22,270
	〃	12,340
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	12,080
	〃	6,200
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	20,900
	〃	11,040
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	20,810
	〃	10,920
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	35,580
	〃	24,160
セメントコンクリート舗装	〃	54,040
	〃	46,850
準歩道舗装	〃	23,100
	〃	19,670
歩道補強舗装 (A)	〃	31,230
	〃	26,280
歩道補強舗装 (B)	〃	14,060
	〃	8,510
歩道平板舗装	〃	27,930
	〃	12,050
歩道ブロック舗装 (A) (I L B)	〃	23,300
	〃	11,950
歩道ブロック舗装 (B) (透水性 I L B)	〃	27,660
	〃	12,150
歩道ブロック舗装 (C) (I L B)	〃	22,300
	〃	11,950
歩道ブロック舗装 (D) (透水性 I L B)	〃	26,550
	〃	12,150
歩道セメントコンクリート舗装	〃	18,270
	〃	13,440
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	10,500
	〃	6,110
歩道アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	〃	14,820
	〃	6,650
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	10,310
	〃	5,900

(注) ア 同一工種について、2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

イ 同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通とする。

## (3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路幅境界	1メートル当たり	24,610
歩車道境界 (A)	〃	25,230
歩車道境界 (B)	〃	24,360
街渠 <sup>きよ</sup> (A)	〃	40,180
街渠 <sup>きよ</sup> (B)	〃	37,880
L形側溝	〃	34,260
U形側溝 (A)	〃	46,820
U形側溝 (B)	〃	63,740
街渠 <sup>きよ</sup> ます (車道用) (A)	1 個 当 た り	130,210
街渠 <sup>きよ</sup> ます (歩道用) (B)	〃	127,640
側溝ます	〃	145,240
街路樹根囲い	1 組 当 た り	86,080
区域標設置 (A)	1 点 当 た り	21,470
区域標設置 (B)	〃	30,050
道路中心線 (破線) (A)	1メートル当たり	1,220
道路中心線 (実線) (B)	〃	1,160

## (4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コンクリート系)	1メートル当たり	8,810
コンクリートカッター切断 (B) (アスファルト系)	〃	4,100

(注) 表(1)～(4)の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	900
砂 利 道	”	120
電 柱 類	1 本 当 た り	1,240

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	1,000

(注) 表(1)(2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第 217号

令和 5年度包括外部監査契約の締結について

令和 5年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 6項の規定に基づき告示します。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

3 契約の金額

10,993,400円を上限とする額

4 費用の算定方法

契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算定した執務費用の額を合算した金額に消費税及び地方消費税を加えた額

5 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6 契約の相手方

(1) 氏名

大橋 正明

(2) 住所

名古屋市名東区宝が丘 102番地の 3

(3) 資格

公認会計士

名古屋市監査事務局監査管理課

名古屋市告示第 218号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の 7第 1項の  
規定による応急入院指定病院の指定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第33条  
の 7第 1項の規定による応急入院指定病院として、次の医療機関を指定しまし  
た。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

病院名	所在地	指定年月日
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町 4丁 目 1番 7号	令和 5年 4月 1日
独立行政法人国立病院機 構東尾張病院	名古屋市守山区大森北二丁目 1301番地	令和 5年 4月 1日
医療法人生生会松蔭病院	名古屋市中川区打出二丁目70 番地	令和 5年 4月 1日
絃仁病院	名古屋市守山区四軒家一丁目 710番地	令和 5年 4月 1日
もりやま総合心療病院	名古屋市守山区町北11番50号	令和 5年 4月 1日
八事病院	名古屋市天白区塩釜口一丁目 403番地	令和 5年 4月 1日
あいせい紀年病院	名古屋市南区曾池町 4丁目28 番地	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第 219号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第 4項後段及び  
第33条第 4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神  
科病院の認定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第21条  
第 4項後段及び第33条第 4項後段の規定による特例措置を採ることができる精  
神科病院として、次の医療機関を認定しました。

令和 5年 4月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

病院名	所在地	指定年月日
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町 4丁 目 1番 7号	令和 5年 4月 1日
独立行政法人国立病院機 構東尾張病院	名古屋市守山区大森北二丁目 1301番地	令和 5年 4月 1日
医療法人生生会松蔭病院	名古屋市中川区打出二丁目70 番地	令和 5年 4月 1日
絃仁病院	名古屋市守山区四軒家一丁目 710番地	令和 5年 4月 1日
もりやま総合心療病院	名古屋市守山区町北11番50号	令和 5年 4月 1日
八事病院	名古屋市天白区塩釜口一丁目 403番地	令和 5年 4月 1日
あいせい紀年病院	名古屋市南区曾池町 4丁目28 番地	令和 5年 4月 1日



名古屋市告示第 220号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 4月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
山田 良一 名古屋市中村区向島町四丁目13番地の 7
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
若松 公男 名古屋市中川区富永二丁目 103番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市中川区水里四丁目 127番、畑、350.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年 5月 1日から令和 8年 4月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積  
なし
  - (2) 農作業従事の状況  
農業従事日数： 150日、農業従事者： 1人
  - (3) 農機具の保有状況  
鍬： 1、三角ホー： 1、熊手： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 221号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 4月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
島田 ひろみ 名古屋市中川区打中二丁目 275番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
若松 達久 長野県松本市大字水汲 154番地 8
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市中川区富永四丁目56番、畑、198.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年 5月 1日から令和 8年 4月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積  
なし
  - (2) 農作業従事の状況  
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人
  - (3) 農機具の保有状況  
鋤： 1、鎌： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 222号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 4月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
小川 時生 三重県いなべ市北勢町麻生田3612番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
平野 清光 名古屋市港区西福田五丁目1807番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市中川区福島一丁目62番、畑、2,400.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 賃借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年 5月 1日から令和 8年 4月30日まで
  - (4) 借賃 60,000円
  - (5) (4)の支払い方法 毎年 3月末日までに口座振替
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積：312,612.07平方メートル
  - (2) 農作業従事の状況  
農業従事日数：150日、農業従事者：1人
  - (3) 農機具の保有状況

トラクター： 5、コンバイン： 1、田植機： 1、トラック： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 223号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）  
第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和 5年 4月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

自転車等放置禁止区域の変更

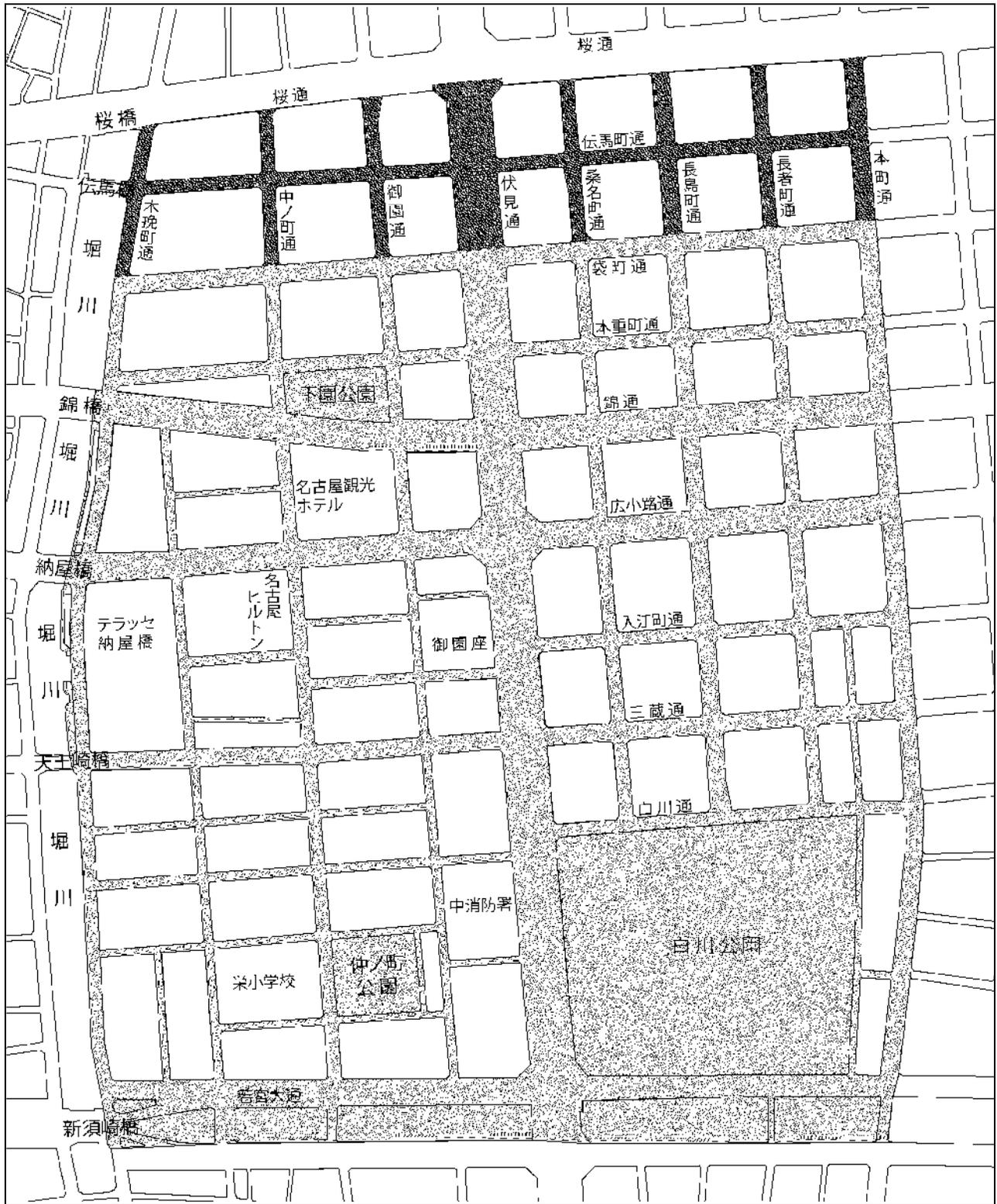
変更年月日	名称	位置	区域
令和 6年 3月 1日	久屋大通自転車等 放置禁止区域	東区泉一丁目、東桜一 丁目、中区錦三丁目及 び丸の内三丁目	別図 1の とおり
令和 6年 3月 1日	大須観音自転車等 放置禁止区域	中区大須二丁目、大須 三丁目及び門前町	別図 2の とおり
令和 6年 3月 1日	伏見自転車等放置 禁止区域	中区大須一丁目、大須 二丁目、大須三丁目、 栄一丁目、栄二丁目、 栄三丁目、錦一丁目、 錦二丁目及び錦三丁目	別図 3の とおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課





別図3 伏見自転車等放置禁止区域



凡 例

自転車等放置禁止区域(既設)  
 自転車等放置禁止区域(丸の内へ移管)  
 (注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

名古屋市告示第 224号

自転車等放置禁止区域の指定

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）  
第 9条第 3項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり指定します。

令和 5年 4月 6日

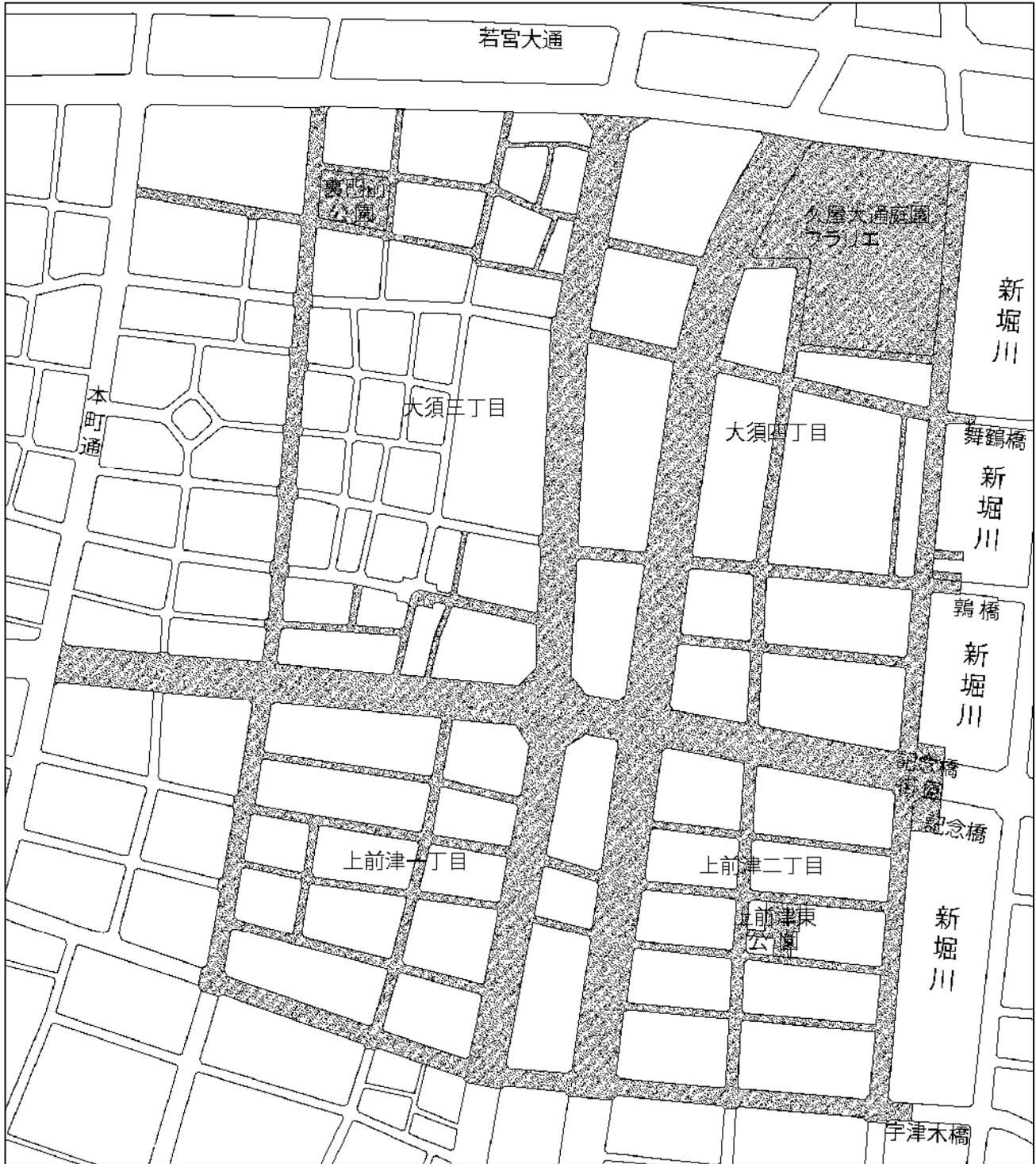
名古屋市長 河 村 たかし

自転車等放置禁止区域の指定

指定年月日	名称	位置	区域
令和 6年 3月 1日	上前津自転車等放置禁止区域	中区大須三丁目、大須四丁目、上前津一丁目、上前津二丁目、橘一丁目、千代田一丁目、富士見町及び門前町	別図 1の とおり
令和 6年 3月 1日	丸の内自転車等放置禁止区域	中区錦一丁目、錦二丁目、錦三丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目及び丸の内三丁目	別図 2の とおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

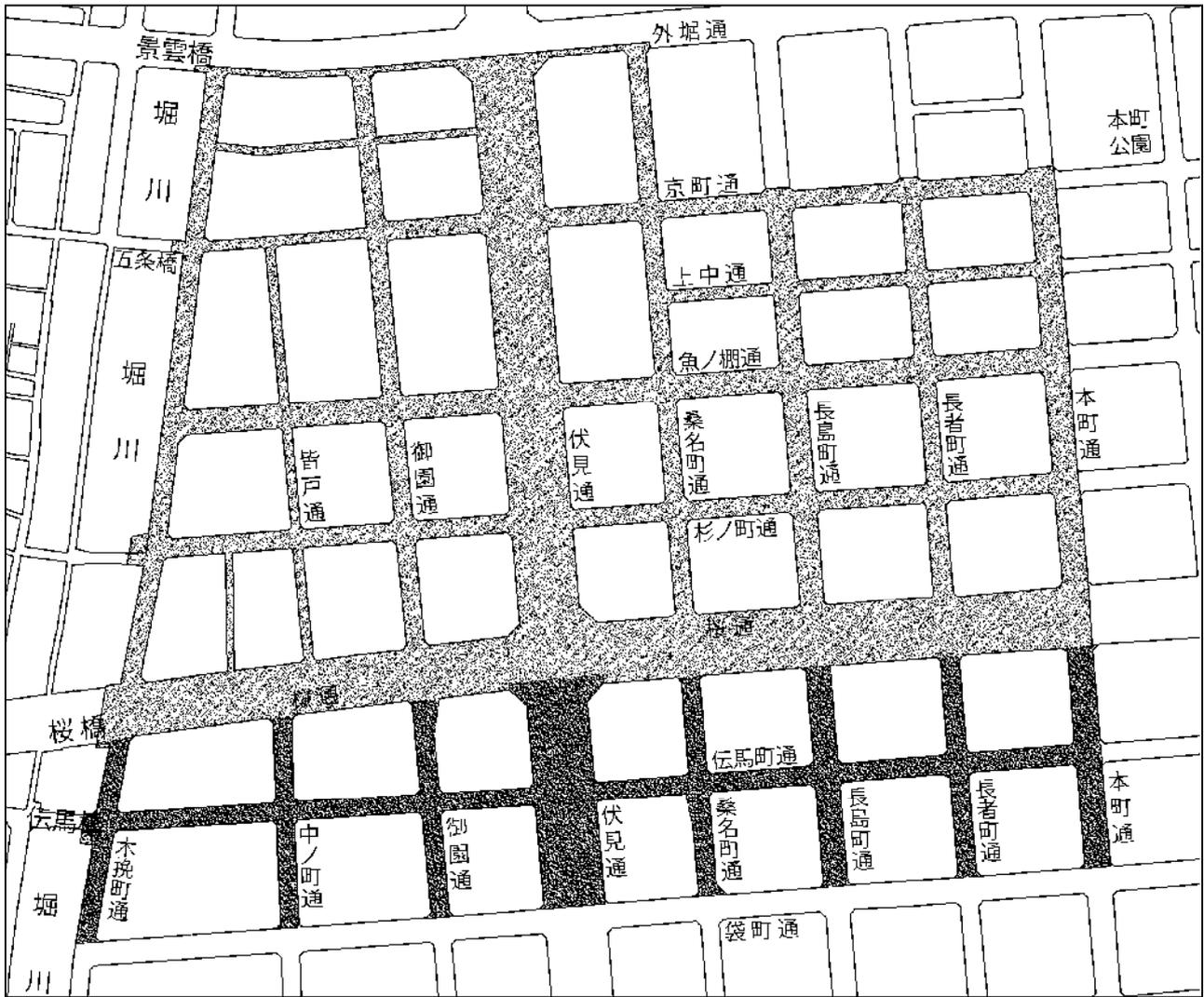
# 別図1 上前津自転車等放置禁止区域



凡 例

自転車等放置禁止区域(指定)  
 (注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

別図2 丸の内自転車等放置禁止区域



凡 例

- 自転車等放置禁止区域(指定)
- 自転車等放置禁止区域(伏見から移管)

(注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

名古屋市告示第 225 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 6 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 受託者

名古屋市中区栄二丁目 2 番 23 号  
アーク白川公園ビルディング 8 階  
株式会社スリール  
代表取締役 加藤 勇人

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 19 日まで

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 226号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

令和 5年 4月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
伊 藤 知 一	名古屋市港区秋葉二丁目14番地
久 野 正 明	名古屋市港区秋葉二丁目 100番地
久 野 三 雄	名古屋市港区秋葉三丁目 127番地
鈴 木 勝 美	名古屋市港区大西二丁目37番地
武 田 秀 春	名古屋市港区東茶屋二丁目 120番地
成 田 茂	名古屋市港区東茶屋一丁目 615番地
成 田 信 義	名古屋市港区東茶屋一丁目 407番地
布 目 和 文	名古屋市港区東茶屋一丁目 237番地
坂 野 績 雄	名古屋市港区秋葉二丁目63番地
水 野 研 次	名古屋市港区東茶屋一丁目 192番地
見 田 優	名古屋市港区大西一丁目 118番地
山 田 都 照	名古屋市港区秋葉二丁目61番地
山 田 政 信	名古屋市港区川園三丁目57番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 227号

鶴舞公園公募設置等計画の変更の認定

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画の変更の認定をいたしましたので、同条第3項において準用する同法第5条の5第2項の規定により、次のとおり公示します。

令和5年4月7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 認定計画提出者  
鶴舞公園整備運営事業共同事業体
- 2 変更の認定をした日  
令和5年3月31日
- 3 認定の有効期間  
令和5年4月1日から令和24年3月31日まで
- 4 指定した公募対象公園施設の場所

公園名	公園の位置	公募対象公園施設の位置
鶴舞公園	昭和区鶴舞一丁目、山脇町1丁目、中区千代田五丁目	附図のとおり

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

# 附图



名古屋市告示第 228号

名古屋市昭和福社会館の臨時開館について

名古屋市昭和福社会館における、名古屋市昭和福社会館日曜開館モデル事業を実施するために、名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）第21条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時開館します。

令和 5年 4月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市昭和福社会館

2 臨時に開館する日

令和 5年 4月 9日、同年 5月14日、同年 6月11日、同年 7月 9日、同年 8月13日、同年 9月10日、同年10月 8日、同年11月12日、同年12月10日、令和 6年 1月14日、同年 2月11日及び同年 3月10日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市達第23号

庁 中 一 般  
区 役 所

名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
委員	会計室長	委員	会計室長
(略)		(略)	
〃	<u>消防長</u>	〃	<u>消防局長</u>
(略)		(略)	
幹事	会計室出納課長	幹事	会計室出納課長
(略)		(略)	
〃	<u>住宅都市局企画経理課長</u>	〃	<u>住宅都市局主幹（企画調整）</u>
(略)		(略)	
〃	<u>交通局営業本部企画財務部経営企画課長</u>	〃	<u>交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）</u>
(略)		(略)	
〃	<u>監査事務局監査第一課長</u>	〃	<u>監査事務局監査管理課長</u>
(略)		(略)	

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年4月1日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

#### 名古屋市選挙管理委員会規程第1号

##### 名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和37年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び第15号中「及び次長」を削り、同項第17号中「第14条第1項」の次に「第1号」を加え、同項第20号中「名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）」の次に「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を加え、「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）」を「名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）」に改め、「届出」を削る。

第3条第2項第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 委員会の行う処分（処分の決定に係る決定を含む。）その他権限の行使に関すること。

第3条第2項第11号中「所属職員」を「次長及び所属職員」に改め、同号を同項第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「所属職員」を「次長及び所属職員」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「所属職員」を「次長及び所属職員」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「所属職員」を「次長及び所属職員」に改め、同号を同項第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「所属職員」を「次長及び所属職員」に、「係長及び主査」を「次長及び所属職員（係長及び主査に限る。）」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「所属職員」を「次長及び所属職員」に改め、「以上」を削り、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所属職員の往復3日以上の旅命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。

第4条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事務局の事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める係の所掌事務及び主査の分担事項によらないで、事務を行わせることができる。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 9号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、令和 5年 4月 1日から施行します。

令和 5年 4月 1日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

個人演説会等公営施設設備及び費用額 西区の表中

名古屋市立西陵高等学校	体育館	1,620	椅子 1,300脚 1,300人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立比良西幼稚園	遊戯室	99	椅子 20脚 30人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	600	600	900	525	1,125	1,125	1,425

を

名古屋市立西陵高等学校	体育館	1,620	椅子 1,300脚 1,300人	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
-------------	-----	-------	---------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

に改める。

個人演説会等公営施設設備及び費用額 中区の表中

名古屋市立名城小学校	体育館	583	椅子 500脚 500人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立御園小学校	体育館	740	椅子 300脚 300人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

を

名古屋市立丸の内小学校	体育館	583	椅子 500脚 500人	有無	有無	有無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
-------------	-----	-----	--------------------	----	----	----	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

に改め、

名古屋市立名城小学校	特別活動室	77	椅子 30脚 30人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立御園小学校	会議室	72	椅子 40脚 40人	有無	有無	有無	600	600	900	—	600	600	900

を

名古屋市立丸の内小学校	特別活動室	77	椅子 30脚 30人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
-------------	-------	----	------------------	----	----	----	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

に改める。

個人演説会等公営施設設備及び費用額 熱田区の表中

名古屋市立南養護学校	大会議室	71	椅子 50脚 50人	有無	有無	有無	600	600	900	525	1,125	1,125	1,425
------------	------	----	------------------	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

を

名古屋市立南特別支援学校	大会議室	71	椅子 50脚 50人	有無	有無	有無	600	600	900	525	1,125	1,125	1,425
--------------	------	----	------------------	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

に改める。

個人演説会等公営施設設備及び費用額 緑区の表中

名古屋市立太子小学校	特別活動室	89	椅子 70脚 70人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立鳴子小学校	多目的室	192	椅子 150脚 150人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800

を

名古屋市立太子小学校	特別活動室	89	椅子 70脚 70人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
------------	-------	----	------------------	----	----	----	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

に改める。

名古屋市上下水道局告示第9号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和5年4月7日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	主たる事務所の所在地
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号
株式会社ジャックス	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
SMB Cファイナンスサービス株式会社	名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区牛島町6番1号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMB C豊洲ビル
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33番5号
ユーシーカード株式会社	東京都港区台場二丁目3番2号

2 納入義務者から委託を受ける歳入

(1) 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「給水条例」

という。) 第23条に定める給水料

(2) 名古屋市及び給水条例第1条各号に掲げる区域における公共下水道の使用料

3 指定納付受託者に納付させる始期

令和5年4月1日

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(指定代理納付者の指定についての廃止)

2 指定代理納付者の指定について（令和2年名古屋市上下水道局告示第20号）は、廃止する。

名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、  
名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、  
名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター、名  
古屋市名東生涯学習センター、名古屋市天白生涯学習センター及  
び名古屋市女性会館の利用料金の公告

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第4条第3  
項及び名古屋市女性会館条例第5条第3項（昭和53年条例第22号）の規定に基  
づき、令和5年4月1日から令和10年3月31日までに適用される名古屋市中村  
生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習セ  
ンター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋  
市緑生涯学習センター、名古屋市名東生涯学習センター、名古屋市天白生涯学  
習センター及び名古屋市女性会館の利用料金の額について、次のとおり承認し  
ましたので公告します。

令和5年4月1日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市中村生涯学習センター

利用料金区分	使用区分		利用料金の額						
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
			午前 9時から午後 0時 30分まで	午後 1時から午後 4時 30分まで	午前 9時から午後 4時 30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		貸し切りの場合	その他の場合	7,800円	7,800円	15,600円	11,700円	19,500円	27,300円
	貸し切りでない場合	バドミントン (コート 1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		卓球 (コート 1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
		その他スポーツ (250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
	集会室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円		
	和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円		
	視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円		
	料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円		
	美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円		
	附属設備	たて型ピアノ 1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円	
プロジェクター		300円	300円	600円	300円	600円	900円		

名古屋市熱田生涯学習センター

利用料金区分	使用区分		利用料金の額						
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
			午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		貸し切りの場合	その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
	貸し切りでない場合	バドミントン (コート 1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		卓球 (コート 1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
		その他スポーツ (250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
	集会室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円		
	和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円		
	視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円		
	料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円		
	美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円		
	附属設備	たて型ピアノ 1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円	
プロジェクター		300円	300円	600円	300円	600円	900円		
陶芸窯1基		1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円		

名古屋市中川生涯学習センター

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切り スポーツ又はレクリエーションに使用する 場合	2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円
		その他の場合	5,800円	5,800円	11,020円	7,800円	12,920円	17,460円
	貸し切りでない 場合	バドミントン (コート 1面につき)	900円	900円	1,700円	1,200円	1,990円	2,700円
		卓球 (コート 1面につき)	350円	350円	660円	400円	710円	990円
		その他スポーツ (250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,700円	1,200円	1,990円	2,700円
	集会室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円	
	和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円	
	視聴覚室	2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	料理室	2,000円	2,000円	4,000円	2,500円	4,500円	6,500円	
	美術室	2,000円	2,000円	4,000円	2,500円	4,500円	6,500円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台	500円	500円	940円	500円	940円	1,350円
プロジェクター		300円	300円	560円	300円	560円	810円	

名古屋市港生涯学習センター

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切り スポーツ又はレクリエーションに使用する 場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
	貸し切りでない 場合	バドミントン (コート 1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		卓球 (コート 1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
		その他スポーツ (250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
附属設備	グランドピアノ 1台	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円	
	たて型ピアノ 1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円	
	プロジェクター	300円	300円	600円	300円	600円	900円	

名古屋市南生涯学習センター

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切り スポーツ又はレクリエーションに使用する 場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
	貸し切りでない 場合	バドミントン (コート 1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		卓球 (コート 1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
		その他スポーツ (250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
プロジェクター		300円	300円	600円	300円	600円	900円	

名古屋市緑生涯学習センター

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合 スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
	貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
		その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（1室につき）	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	和室（1室につき）	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
附属設備	たて型ピアノ 1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円	
	プロジェクター	300円	300円	600円	300円	600円	900円	
	陶芸窯1基	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円	

名古屋市名東生涯学習センター

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合 スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
	貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
		その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（1室につき）	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	和室（1室につき）	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
附属設備	たて型ピアノ 1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円	
	プロジェクター	300円	300円	600円	300円	600円	900円	
	陶芸窯1基	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円	

名古屋市天白生涯学習センター

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切り スポーツ又はレクリエーションに使用する 場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
	貸し切りでない 場合	バドミントン (コート 1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		卓球 (コート 1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
		その他スポーツ (250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室	第1集会室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		第2集会室 第3集会室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
		和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
		視聴覚室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
		料理室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
美術室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
附属設備		グランドピアノ 1台	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
たて型ピアノ 1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円		
プロジェクター	300円	300円	600円	300円	600円	900円		

名古屋市女性会館(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
施設	会議室	大会議室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		中会議室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		小会議室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
	研修室	大研修室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,400円 (2,800円)	2,400円 (4,800円)	3,400円 (6,800円)
		第1研修室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		第2研修室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		第3研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	200円 (400円)	400円 (800円)	600円 (1,200円)
		第4研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
		第5研修室	100円 (200円)	100円 (200円)	200円 (400円)	200円 (400円)	300円 (600円)	400円 (800円)
		第6研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
		第7研修室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
	集会室	第1集会室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		第2集会室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
		第3集会室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	200円 (400円)	400円 (800円)	600円 (1,200円)
		第4集会室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
	和室	第1和室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		第2和室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		生活科学研修室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		視聴覚室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,400円 (2,800円)	2,400円 (4,800円)	3,400円 (6,800円)
		文化活動室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		多目的室	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
		ホール	8,000円 (16,000円)	8,000円 (16,000円)	16,000円 (32,000円)	10,000円 (20,000円)	18,000円 (36,000円)	26,000円 (52,000円)
			備考					
			1 ( )内の額は、女性教育又は男女平等及び参画の推進のため以外に使用する場合に適用する。					
			2 視聴覚室を使用する場合でその使用面積が2分の1以内であるときの利用料金は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。					

名古屋市女性会館(令和5年10月1日から令和5年12月31日まで)

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
施設	会議室	大会議室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
		中会議室	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
		小会議室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
	研修室	大研修室	1,200円 (2,400円)	1,200円 (2,400円)	2,400円 (4,800円)	1,600円 (3,200円)	2,800円 (5,600円)	4,000円 (8,000円)
		第1研修室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
		第2研修室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
		第3研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	200円 (400円)	400円 (800円)	600円 (1,200円)
		第4研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
		第5研修室	100円 (200円)	100円 (200円)	200円 (400円)	200円 (400円)	300円 (600円)	400円 (800円)
		第6研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
		第7研修室	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
	集会室	第1集会室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		第2集会室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
		第3集会室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	200円 (400円)	400円 (800円)	600円 (1,200円)
		第4集会室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
	和室	第1和室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		第2和室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		生活科学研修室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		視聴覚室	1,300円 (2,600円)	1,300円 (2,600円)	2,600円 (5,200円)	1,700円 (3,400円)	3,000円 (6,000円)	4,300円 (8,600円)
		文化活動室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
		多目的室	600円 (1,200円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	700円 (1,400円)	1,300円 (2,600円)	1,900円 (3,800円)
		ホール	8,000円 (16,000円)	8,000円 (16,000円)	16,000円 (32,000円)	10,000円 (20,000円)	18,000円 (36,000円)	26,000円 (52,000円)
			備考					
			1 ( )内の額は、女性教育又は男女平等及び参画の推進のため以外に使用する場合に適用する。					
			2 視聴覚室を使用する場合でその使用面積が2分の1以内であるときの利用料金は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。					

名古屋市女性会館(令和6年1月1日から令和10年3月31日まで)

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
施設	会議室	大会議室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
		中会議室	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
		小会議室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
	研修室	大研修室	1,200円 (2,400円)	1,200円 (2,400円)	2,400円 (4,800円)	1,600円 (3,200円)	2,800円 (5,600円)	4,000円 (8,000円)
		第1研修室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
		第2研修室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
		第3研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	200円 (400円)	400円 (800円)	600円 (1,200円)
		第4研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
		第5研修室	100円 (200円)	100円 (200円)	200円 (400円)	200円 (400円)	300円 (600円)	400円 (800円)
		第6研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
		第7研修室	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
	集会室	第1集会室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		第2集会室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
		第3集会室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	200円 (400円)	400円 (800円)	600円 (1,200円)
		第4集会室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
	和室	第1和室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		第2和室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		生活科学研修室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		視聴覚室	1,300円 (2,600円)	1,300円 (2,600円)	2,600円 (5,200円)	1,700円 (3,400円)	3,000円 (6,000円)	4,300円 (8,600円)
		文化活動室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
		多目的室	600円 (1,200円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	700円 (1,400円)	1,300円 (2,600円)	1,900円 (3,800円)
		ホール	10,000円 (20,000円)	10,000円 (20,000円)	20,000円 (40,000円)	12,000円 (24,000円)	22,000円 (44,000円)	32,000円 (64,000円)
			備考					
			1 ( )内の額は、女性教育又は男女平等及び参画の推進のため以外に使用する場合に適用する。					
			2 視聴覚室を使用する場合でその使用面積が2分の1以内であるときの利用料金は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。					

名古屋市女性会館(令和 5年 4月 1日から令和 5年 9月30日まで)

利用料金区分	使用区分	利用料金の額					
		午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
		午前 9時から午後 0時 30分まで	午後 1時から午後 4時 30分まで	午前 9時から午後 4時 30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
附属設備	たて型ピアノ 椅子付 1台	250円 (500円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	750円 (1,500円)
	16ミリ映写機 1台	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	1,500円 (3,000円)
	音響装置 1式	250円 (500円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	750円 (1,500円)
	映像装置 1式	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	1,500円 (3,000円)
	グランドピアノ 椅子付 1台	600円 (1,200円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	1,800円 (3,600円)
	舞台音響装置 1式	1,300円 (2,600円)	1,300円 (2,600円)	2,600円 (5,200円)	1,300円 (2,600円)	2,600円 (5,200円)	3,900円 (7,800円)
	舞台照明装置 1式	2,500円 (5,000円)	2,500円 (5,000円)	5,000円 (10,000円)	2,500円 (5,000円)	5,000円 (10,000円)	7,500円 (15,000円)
	舞台映像装置 1式	3,000円 (6,000円)	3,000円 (6,000円)	6,000円 (12,000円)	3,000円 (6,000円)	6,000円 (12,000円)	9,000円 (18,000円)
備考 1 ( )内の額は、女性教育又は男女平等及び参画の推進のため以外に使用する場合に適用する。							

名古屋市女性会館(令和 5年 10月 1日から令和10年 3月31日まで)

利用料金区分	使用区分	利用料金の額					
		午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
		午前 9時から午後 0時 30分まで	午後 1時から午後 4時 30分まで	午前 9時から午後 4時 30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
附属設備	たて型ピアノ 椅子付 1台	250円 (500円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	750円 (1,500円)
	16ミリ映写機 1台	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	1,500円 (3,000円)
	音響装置 1式	250円 (500円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	750円 (1,500円)
	映像装置 1式 (ホール)	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	1,500円 (3,000円)
	映像装置 1式 (ホール以外)	350円 (700円)	350円 (700円)	700円 (1,400円)	350円 (700円)	700円 (1,400円)	1,050円 (2,100円)
	グランドピアノ 椅子付 1台	600円 (1,200円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	1,800円 (3,600円)
	舞台音響装置 1式	1,300円 (2,600円)	1,300円 (2,600円)	2,600円 (5,200円)	1,300円 (2,600円)	2,600円 (5,200円)	3,900円 (7,800円)
	舞台照明装置 1式	2,500円 (5,000円)	2,500円 (5,000円)	5,000円 (10,000円)	2,500円 (5,000円)	5,000円 (10,000円)	7,500円 (15,000円)
	舞台映像装置 1式	3,000円 (6,000円)	3,000円 (6,000円)	6,000円 (12,000円)	3,000円 (6,000円)	6,000円 (12,000円)	9,000円 (18,000円)
備考		1 ( )内の額は、女性教育又は男女平等及び参画の推進のため以外に使用する場合に適用する。					

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年 4月 7日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

### 指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 940号	秋田水道 工業所	秋田 幹男	名古屋市中村区稲葉 地町 5丁目11番地	令和 5年 3月22日
第1554号	ハヤシエ ンジニア リング(株)	林 和義	名古屋市港区藤前四 丁目 512番地	令和 5年 3月22日
第1576号	山城土木 (株)	松山 茂浩	名古屋市緑区浦里三 丁目39番地	令和 5年 3月22日
第1577号	(株)煌信設 備	川合 勇貴	愛知県瀬戸市東赤重 町一丁目57番地 1	令和 5年 3月22日
第1578号	エージェ ンシステ ム(同)	古賀 英次	名古屋市守山区天子 田二丁目 109番地の 2	令和 5年 3月22日
第1579号	(株)アルト ワーク	山本 翔太	名古屋市北区玄馬町 213番地	令和 5年 3月22日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和5年4月7日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 940号	秋田水道 工業所	秋田 勝美	名古屋市中村区稲葉 地町 5丁目11番地	令和 5年 3月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 5年 4月 7日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

### 指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 940号	秋田水道 工業所	秋田 幹男	名古屋市中村区稲葉 地町 5丁目11番地	令和 5年 3月22日
第1572号	三愛設備 工業(有)	藤島 美樹	名古屋市南区加福本 通 1丁目26番地	令和 5年 3月22日
第1576号	山城土木 (株)	松山 茂浩	名古屋市緑区浦里三 丁目39番地	令和 5年 3月22日
第1578号	エージェ ンシステ ム(同)	古賀 英次	名古屋市守山区天子 田二丁目 109番地の 2	令和 5年 3月22日
第1579号	(株)アルト ワーク	山本 翔太	名古屋市北区玄馬町 213番地	令和 5年 3月22日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和5年4月7日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

### 事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1136号	㈱レクト	瀬尾 聡	名古屋市熱田区八番一丁目4番11号	令和5年2月10日
第940号	秋田水道工業所	秋田 勝美	名古屋市中村区稲葉地町5丁目11番地	令和5年3月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 教育委員会の人事異動

船津静代委員は、令和 5年 3月31日辞職した。

山本久美委員は、令和 5年 4月 1日委員に任命された。